

飲食業・観光業等顧客拡大促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による経済活動の冷え込みから、地域経済の活性化を図るため、地域資源や地域性を活かした新たな取り組みや既存事業の拡大に取り組む者に対して、その必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、厚真町補助金等交付規則（平成4年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域資源 町内で生産されている1次産品や観光資源等、地域に存続している資源のことをいう。
- (2) 共同体 次条で定める補助対象者の交付の対象となる者（以下、補助対象者」という。）が、5者以上により構成されている団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、町内に事務所又は住所を有する個人、団体又は法人（以下「団体等」という。）であって次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 次条で規定する補助対象事業のうち関係法令による許認可等が必要な事業にあつては、当該許認可等を取得していること、又は取得の見込みがあること。
- (2) 厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- (3) 町税等の公租公課を滞納していないこと。

(4) 北海道が緊急事態宣言を発表した令和2年2月28日の時点において、日本標準産業分類の中分類又は小分類において規定されている次のアかサのいずれかの項目に該当する事業を営んでいる者。

- ア 飲食料品小売業
- イ 機械器具小売業
- ウ その他の小売業
- エ 無店舗小売業
- オ 飲食店
- カ 道路旅客運送業
- キ 宿泊業
- ク 持ち帰り・配達飲食サービス業
- ケ 経済団体
- コ 洗濯・理容・美容・浴場業
- サ その他のサービス業

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新メニュー開発事業
- (2) 販路開拓・誘客PR事業
- (3) 新ビジネスチャレンジ事業
- (4) 感染防止対策事業
- (5) 共同チャレンジ事業（前各号のいずれかを共同体で取り組む事業）

2 前項に掲げる補助対象事業は、第8条に定める交付決定を受けた日から令和3年3月1日までに完了しなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 前条に掲げる補助対象事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各項のとおりとする。

- 2 補助率及び補助限度額は別表1のとおりとする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 4 補助対象経費として認める費用区分は、別表2のとおりとする。
- 5 補助対象事業が、本要綱に基づく補助金を除き、国、北海道、町又はその他支援団体等から補助金若しくは助成金等（以下「当該助成金等相当額」という。）の交付を受給する、又は受給した場合には、当該助成金等相当額を本補助金の補助対象経費から控除する。
- 6 本補助金の対象経費は、令和2年4月1日から事業完了までに要した経費とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（規則第6条様式）
- (2) 事業計画書（任意様式）
- (3) 収支予算書（任意様式）
- (4) 町税等の状況調査同意書（様式第1号）
- (5) 共同体事業参加表明書（様式第2号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

- 2 本要綱に基づく補助金の交付申請は、1事業者（複数の事業を営んでいるものも含む。）につき1度限りとする。
- 3 共同体で補助申請を行う場合、同条第1項4号に定める書類を構成された団体数分添付することとする。

（審査会の設置）

第7条 町長は、前条で定める補助金交付申請の審査のため、飲食業・観光業等顧客拡大促進事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 前項に規定する審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、第6条に定める補助金の交付申請書類を受理したときは、前条で定める審査会の意見を聞いて、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが適当と認められるときは、補助金の額を決定し、補助金等交付指令書により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、補助金の内容に関し事業計画を変更しようとするときは、規則第9条第1項の補助金等変更承認申請書に關係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する書類を受理したときは、規則第9条第2項に基づき、その内容を審査し、変更を承認したときは、補助金等変更指令書により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、完了後15日以内に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（規則第13条様式）
- (2) 事業報告書（任意様式）
- (3) 収支決算書（任意様式）
- (4) 補助対象経費に係る領収証等の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、規則第14条の規定に基づき、前条の規定により提出された書類等を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、速やかに町長に対して補助金の交付を請求するものとする。

2 事業の性質上、その事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、一括又は分割により概算払をすることができる。

3 概算払を受けようとする補助決定者は、規則第10条に定める補助金等概算払請求書を町長に提出しなければならない。

(補助の取り消し及び返還)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し又は補助決定者に対し、補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助対象事業が補助の交付を受けた当該年度内に完了しないとき。

(4) その他町長が不適當であると認めるとき。

2 町長は、補助対象者にやむを得ない理由があると認めるときは、補助金の返還を取り消すことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

申請区分	事業区分	補助率	補助限度額
個人	(1) 新メニュー開発事業 (2) 販路開拓・誘客PR事業 (3) 新ビジネスチャレンジ事業 (4) 感染防止対策事業	補助対象経費の額に対して次のとおりとする。 (1)100,000円まで100% (2)100,001円から75%	750,000円
共同体	(5)共同チャレンジ事業	補助対象経費の額に対して次のとおりとする。 (1)共同する補助対象事業者数×100,000円まで100% (2)補助対象経費から上記(1)を除いた額×85%	4,000,000円

別表 2 (第 5 条関係)

申請区分	経費区分	経費内容
個人	報償費	専門家謝金 等
共同体	旅費	専門家費用弁償、公共交通機関利用費 等
	需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、修繕費 等
	役務費	通信運搬費、保管料、広告料、手数料、保険料
	委託料	デザイン委託、試作研究委託、外注加工委託、ラベル広告作成委託 等
	使用料及び賃借料	機材等レンタル費、サイト利用料 等
	負担金	参加負担金 等
	備品購入費	備品購入費（備品に係る補助対象額は、個人500,000円、団体1,000,000円までを限度とする）

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

町税等の状況調査同意書

厚真町長 様

住 所 勇払郡厚真町

申請者

氏 名

飲食業・観光業等顧客拡大促進事業補助金の交付申請にあたり、次の事項について同意します。

- 1 町が、私の住民票を閲覧すること。
- 2 町が、申請者の町税等の公租公課について収納情報等の確認をすること。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

共同体事業参加表明書

厚真町長 様

（共同体代表者）

住所

氏名

印

（共同参加表明者）

住所

氏名

印

飲食業・観光業等顧客拡大促進事業補助金の交付申請にあたり、共同体として事業を実施することを表明します。

※本補助金への申請は、個人申請又は共同体参加を問わず1度限りであることについて同意しています。